最終更新日：2017年6月15日
平田機工株式会社
平田 雄一郎
問合せ先：096-272-5558
証券コード：6258
http://www.hirata.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、世界市場をターゲットにした企業として、その社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスを重視した健全かつ効率的な経営活動を推進しており、コンプライアンス体制を充実させると共に、事業競争力を継続的に強化して、企業価値の更なる向上を図っております。
また、企業は公共性、公益性、社会性を担った存在であるという立場から、当社を取り巻く全てのステークホルダーと円滑な関係を保っていくことが、長期的にも、株主利益の向上に繋がると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４　議決権行使手段の多様化、招集通知の英訳】
当社は現在、機関投資家や海外投資家の株式保有比率を踏まえ、議決権の電子行使や招集通知の英訳を実施しておりませんが、機関投資家、海外投資家を含め議決権を行使しやすい環境の整備は必要であると認識しております。議決権の電子行使については、機関投資家、海外投資家の株式保有比率等の推移を勘案しながら検討を進めてまいります。また、招集通知の英訳につきましては、外国人株式保有比率が30%を超えた段階で実施を検討いたします。

【補充原則４－10－１　任意の仕組みの活用】
当社は、監査役会設置会社であり、現在、独立社外取締役の人数は、取締役会の過半数に達しておりませんが、独立社外取締役２名、独立社外監査役３名を選任し、各人の豊富な経験及び専門性の高い知識等をもとに独立かつ客観的な立場から取締役会に対して適切な意見、助言及び指摘等も得た上で、取締役の指名や報酬等について決議を行っております。なお、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会の設置等につきましては、今後検討してまいります。

【補充原則４－11－３　取締役会の実効性の分析・評価及び結果の概要の開示】
当社取締役会においては、とりわけ、社外取締役（２名）及び監査役（４名）から指摘及び意見が活発に発せられ、また、近年、否決した議案もあることから、一定の実効性が確保されているものと認識しておりますが、さらなる実効性向上を図るため、取締役及び監査役全員を対象にアンケート実施を予定しており、現在、内容の検討を行っております。アンケート回答を基にした分析・評価に関する結果につきましては、後日開示する予定でございます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
当社は、取引先企業との中長期的な関係維持、取引拡大を図り、当社の企業価値向上に資する株式のみ保有することを基本方針としております。なお、保有株式に係る議決権につきましては、当社の企業価値向上に資することを前提に、発行会社の持続的成長を判断基準として適切に行使します。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
会社と取締役間の取引、取締役の競業取引及び利益相反取引については、「取締役会規程」及び「職務権限規程」において取締役会で決議すべき事項と定めております。なお、取締役会決議にあたっては、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外したうえで、決議しております。また、取締役と会社間の取引、取締役の競業取引及び利益相反取引に関する重要な事項については、「取締役会規程」に基づき取締役会での報告を行うことにより取締役会が監視を行います。

【原則３－１　情報開示の充実】
(i) 経営理念・経営計画等：
当社は、経営理念・経営計画を当社のウェブサイト（http://www.hirata.co.jp/）に開示しております。

■経営理念
経営理念については、当社のウェブサイト（http://www.hirata.co.jp/corporate/philosophy.html）をご参照ください。
■中期経営計画
平成27年度から平成29年度の中期経営計画では、平田機工のグループ力を結集し、世界のトップ企業から、グローバルに競争力のある生産システム・インテグレータとしての評価を確立することを目指し、受注・生産体制を確立します。新たな市場、新たな事業領域に果敢に挑戦し、新たな利益を創出します。
これを実現するために、①グローバル化への取り組み、②国内市場の新規開拓・新規事業への取り組み、という２つの課題に取り組みます。グローバル化への取り組みでは、中国の営業拠点・生産体制の見直し、東南アジア地区での需要拡大への対応、北米での生産体制の確立、を実行しています。国内市場の新規開拓・新規事業への取り組みでは、ユニット商品の販売、新事業領域の開拓、関東・関西地域での営業拠点強化、に取り組んでいます。なお、中期経営計画の詳細については、当社のウェブサイト
（http://www.hirata.co.jp/corporate/pdf/management _ plan.pdf）をご参照ください。
(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方：
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「Ⅰ．１．基本的な考え方」に記載しております。
(iii) 経営陣幹部及び取締役の報酬を決定するための方針：

当社の取締役報酬は、株主総会の決議により総額を決定しております。取締役及び執行役員の報酬については、月額固定報酬及び業績連動報酬である賞与で構成されています。その内訳である月額固定報酬については、各取締役及び執行役員の役位、職責等を勘案の上決定しております。また、業績連動報酬については、各取締役及び執行役員の業績に対する貢献度に基づき支給額を決定しております。
(iv) 経営陣幹部の選任、取締役及び監査役の指名に関する方針と手続き：
取締役の指名については、その知見・経験・能力・業績評価等を踏まえ、代表取締役が取締役候補者を取締役会に推薦し、取締役会の決議により株主総会で提案する取締役候補者を決定します。
監査役の指名については、その知見・経験・専門能力等を踏まえ、代表取締役が監査役候補者を監査役会に推薦し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議により株主総会で提案する監査役候補者を決定します。
(v) 取締役・監査役及び経営陣幹部の個々の選任・指名についての説明：
当社は、これまで社外取締役及び社外監査役の候補者については、その者を候補者とする理由を株主総会招集通知に記載しておりましたが、平成29年6月開催の第66回定時株主総会の招集通知から、すべての取締役及び監査役候補者について、候補者とする理由を記載しております。

【原則3－1－2　主体的な情報発信】
当社は、国内のみならず広く海外の投資家の皆様にも当社の企業理念や事業内容の理解促進を図りたいと考えており、当社のウェブサイト、会社案内冊子、会社案内ビデオ、CSR報告書、決算説明資料等の英語版を作成しております。これらのコンテンツは当社のウェブサイトに掲載しており、パソコンやスマートフォン等からの閲覧が可能です。なお、会社案内ビデオにつきましては、日本語版、英語版に加え、中国語版、韓国語版、スペイン語版も作成して動画サイトにアップロードしており、世界各国からの閲覧性向上に努めております。

【補充原則4－1－1　経営陣への委任範囲確定及び開示】
当社は、株主総会、株式、取締役、決算、組織、人事、関係会社、内部統制システムその他重要事項に関し、取締役会で決議すべき事項を「取締役会規程」で定めております。更に、経営会議及び執行役員制度を導入し、各執行役員は、取締役会の決議及び「職務権限規程」に基づき、各責任分野において迅速かつ的確に業務を執行するとともに、経営会議において業務執行に係る重要事項の審議に参画し、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
独立社外取締役については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するための役割及び責任を果たすことのできる資質を十分に備えた2名の独立社外取締役を選任しております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の社外役員独立性基準の具体的な内容は、本報告書の「Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の1.機関構成・組織運営に係る事項の中の［独立役員関係］に記載しております。

【原則4－11－1　取締役会の組織デザイン策定及び開示】
当社は、取締役の人数を「定款」により15名以内と定めております。取締役会全体としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した構成とすべく、各分野において知識と豊富な経験を有した者で構成されています。さらに、透明性の確保及び監督機能の強化のため複数の社外取締役を置いております。

【原則4－11－2　取締役及び監査役の時間・労力確保（兼任状況）】
社外取締役・社外監査役の兼任状況につきましては、当社における役割・責務を適切に果たすことができる範囲内にあり、本報告書の「Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」に記載しております。その他の取締役につきましては、兼任はございません。

【補充原則4－14－2　取締役・監査役に対するトレーニング方針開示】
当社は、取締役会その他会議体の機会を利用し、取締役の職責に必要となる法改正その他重要な事項に関する説明を適宜行う他、各取締役が見識を深めるための社内外の研修受講等の機会を提供しております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、情報の開示基準として、金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」（以下「適時開示規則」）の定めに従い、重要な会社情報等をタイムリーに公表するとともに、その他の会社情報につきましても積極的に開示して、健全な投資環境を維持することとしております。また、「適時開示規則」に該当する情報の開示は、東京証券取引所の提供する適時開示情報開示システムTDnetにて公開しており、TDnetにて公開した情報は速やかに当社ウェブサイトに掲載することとしております。なお、その他の情報開示についても、可能な限り、正確かつ公平に投資家の方々に伝達されるよう配慮をしてまいります。以上の開示基準、情報の開示方法は「ディスクロージャーポリシー」として、当社のウェブサイトに掲載しております。また、当社は、株主総会における株主の皆様との質疑応答の他、株主を含む機関投資家、個人投資家の皆様と、以下のように積極的な対話を行うことで、健全な投資環境の形成に努めております。機関投資家への決算説明会は、第2四半期決算開示後と本決算開示後に東京にて開催しており、主たる説明者として代表取締役社長及びIR・広報担当執行役員がその任にあたっております。また、機関投資家との個別面談、スモールミーティング等による積極的な対話も継続しております。個人投資家向けの会社説明会は、不定期ではありますが、熊本、東京その他の地域で行い、主たる説明者として代表取締役社長又はIR・広報担当執行役員がその任にあたっております。その他、電話又はメールでの機関投資家、個人投資家からの質問については、IR・広報担当執行役員又はIR・広報課員が回答しております。なお、投資家との対話のためのツールとして、決算説明資料、ウェブサイトのIR情報掲載ページ、会社案内冊子、会社案内ビデオ、CSR報告書、Hirata Report（株主向け冊子）等を作成し、投資家の皆様への当社の企業理念や事業内容の理解促進に努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

［大株主の状況］ 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
平田雄一郎	583,100	5.42
ＳＭＣ株式会社	500,000	4.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	478,100	4.44
株式会社肥後銀行	456,000	4.24

平田機工社員持株会	415,300	3.86
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700053	400,000	3.72
平田正治郎	326,500	3.04
ニッコンホールディングス株式会社	272,400	2.53
平田隆三郎	261,500	2.43
有限会社コンパス	224,000	2.08

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・大株主の状況につきましては、平成29年3月31日現在を記載しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
雀部博之	学者											
鳴沢隆	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
雀部博之	○	千歳科学技術大学の名誉教授であります。 尚、同大学と当社の間には人的・資本的関係及び取引関係はありません。	大学教授としての幅広い学術的知見及び学長経験者としての経営についての高度な知見を活かし、独立した立場から経営の監督と業務執行の決定に関する助言を得るため社外取締役に選任しております。また、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反のおそれがないため独立役員として適任と判断したものです。

鳴沢隆	○	日清オイリオグループ株式会社の社外取締役、株式会社リコーの社外監査役であります。 尚、各社と当社の間には人的・資本的関係及び取引関係はありません。	他社における経営者としての高度な知見及びコンサルティング業務の幅広い経験を活かし、独立した立場から経営の監督と経営戦略をはじめとする業務執行の決定に関する助言を得るため社外取締役に選任しております。また、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反のおそれがないため独立役員として適任と判断したものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況については、本報告書「II．2業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
元田　直邦	他の会社の出身者							△						
村田　邦夫	他の会社の出身者										△			
鳥巣 宣明	公認会計士													
今村　憲	弁護士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

元田　直邦		当社の取引銀行である株式会社肥後銀行に勤務経験があります。 現在、兼職等はありません。	金融機関の取締役執行役員及び一般企業の代表取締役としての専門的な知見及び豊富な経験を有しており、監査役に適任と判断し、社外監査役に選任しております。なお、当社の主要な借入先の業務執行者であったため、当社が定める社外役員の独立性基準に即し、独立役員に指定しておりません。
村田　邦夫	○	ティー.ティーコーポレーション株式会社の顧問であります。なお、同社と当社との間には人的･資本的関係及び取引関係はありません。	株式や経営に関する豊富な経験や見識を当社の監査に活かすため社外監査役に選任しております。また、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反のおそれがないため独立役員として適任と判断したものです。
鳥巣 宣明	○	鳥巣公認会計士事務所の経営者であります。また、株式会社トランスジェニック常勤監査役であります。なお、同社と当社との間には人的･資本的関係及び取引関係はありません。	公認会計士としての専門的な知見及び企業会計に関する豊富な経験を当社の監査に活かすため社外監査役に選任しております。また、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反のおそれがないため独立役員として適任と判断したものです。
今村　憲	○	三宅･牛嶋･今村法律事務所にパートナーとして勤務しております。同事務所と当社の間には、法律相談に関する取引があります。	企業法務等を取扱う弁護士としての専門的な知識や経験を当社の監査に活かすため社外監査役に選任しております。また当社が定める社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反のおそれがないため独立役員として適任と判断したものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、当社における社外役員（会社法第2条第15号に定める社外取締役及び同16号に定める社外監査役）の独立性基準を以下のとおり定めております。
1. 当社は、社外役員が次の各号のいずれにも該当しない場合は、当社に対する独立性を有するものと判断する。
(1) 当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人）又は過去に業務執行者であった者
(2)当社の大株主（各事業年度末において5%以上の議決権を直接又は間接に保有する株主）又はその業務執行者
(3)当社グループの主要な取引先（①販売先においては、当社グループにおける年間取引額が当社の連結売上高の2%を超える場合、②仕入先においては、当社グループにおける年間取引額が1億円又は当該仕入先グループの連結売上高の2%を超える場合）の業務執行者
(4)当社グループの主要な借入先（当社グループの借入先で、その借入残高が各事業年度末における当社連結総資産の2%を超える金融機関）の業務執行者
(5)当社グループの大口出資先（当社が10%以上の議決権を保有する企業等）の業務執行者
(6)当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
(7)当社グループから多額の金銭その他財産（直前事業年度において、役員報酬以外に10,000千円又はその者の売上高若しくは総収入の2%のいずれかを超える対価）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
(8)当社グループから多額の寄付（直前事業年度において、10,000千円又はその者の売上高若しくは総収入の2%のいずれかを超える額）を受けている者又はその業務執行者
(9)当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
(10)過去5年間において、上記(2)から(9)のいずれかに該当していた者
(11)近親者（配偶者及び2親等以内の親族）が、上記(1)から(10)までのいずれかに該当する者
2. 前項各号の定めにかかわらず、当社は、当社と特別な利害関係が生じ得る事由が存在すると認められる者については、当社に対する独立性を有しないものと判断する。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、月額固定報酬及び業績連動報酬である賞与で構成されています。その内訳である月額固定報酬については、各取締役の役位、職責等を勘案の上決定しております。また、業績連動報酬については、各取締役の業績に対する貢献度に基づき支給額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年3月期に係る取締役及び監査役に対する報酬は次のとおりです。

取締役11名 (うち社外取締役2名)　312,540千円 (17,800千円)
監査役4名 (うち社外監査役4名)　34,080千円 (34,080千円)
合計　15名　346,620千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬は、株主総会の決議により総額を決定しております。取締役の報酬については、月額固定報酬及び業績連動報酬である賞与で構成されています。その内訳である月額固定報酬については、各取締役の役位、職責等を勘案の上決定しております。また、業績連動報酬については、各取締役の業績に対する貢献度に基づき支給額を決定しております。
なお、取締役の退職慰労金につきましては、平成26年6月開催の定時株主総会において廃止を決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対し取締役会の会議資料等を事前に配布しており、内容についての質問に対しては事前に説明等も行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1　企業統治の体制
(1)企業統治の体制の概要
当社の取締役会は、取締役11名(うち社外取締役2名)で構成しており、その決議をもって法令又は定款に定める事項のほか、業務執行の基本事項について当社の意思を決定する最高意思決定機関であります。
取締役会における取締役の職務執行状況については、監査役4名(全員が社外監査役)で構成する監査役会により、その適正性を監査しております。
代表取締役社長の直轄部門として設置した内部監査部は、監査役との連携・協力も得て、事業部門、管理部門の監査を実施しております。
また、当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、同監査法人には、随時、会計上の重要課題について相談の上、適切な処理方法についての助言を受けております。
監査業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者は以下のとおりです。
監査業務を執行した公認会計士:指定有限責任社員 業務執行社員 俵洋志、橋本裕昭
監査業務に係る補助者:公認会計士 3名 会計士補等 3名 その他 3名
なお、コンプライアンス上の重要事項等につきましては、必要に応じて顧問弁護士等に相談し、有用な助言を受けております。
さらに、当社は経営会議及び執行役員制度を導入しております。
執行役員は16名選任(取締役兼務9名 専任7名)しており、各責任分野において迅速かつ的確に業務を執行するとともに、経営会議において業務執行に係る重要事項の審議に参画し、コーポレートガバナンスの強化を図っております。
上記の各機関が連携して機能することにより、相互に牽制の働く内部統制環境を整備しており、平成17年9月に策定しました「コンプライアンス憲章」に沿った健全かつ効率的な企業活動を行っております。
(2)内部統制システムの整備の状況
平成18年5月1日施行の会社法に基づき、当社取締役会が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」を構築する義務を負っていることから、当社は平成18年5月17日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備の基本方針」について決議いたしました。さらに社内管理体制の変更及びコンプライアンス強化の観点などから平成22年3月30日開催の取締役会においてこれを改定いたしました。また、平成27年5月1日施行の改正会社法との整合を図るため、平成27年4月14日開催の取締役会においてこれを改定いたしました。当具体的内容については、本報告書の「IV.-1.-(1)内部統制システムに関する基本的な考え方」に記載しております。
なお、平成18年からの取組みとして、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会の設置、監査役・内部監査部によるコンプライアンス状況の監査、不正行為の早期発見と是正のためのヘルプラインの設置など内部統制システムが健全に機能する体制を整備しております。
(3)リスク管理体制の整備の状況
管理本部長をリスク管理責任者とし、総務人事部において企業活動の持続的発展に重大な影響を与えるリスクに関する管理規程・マニュアルを策定する等、マネジメント体制の整備を行っております。整備に際しては、QMS(品質マネジメントシステム)、EMS(環境マネジメントシステム)等におけるリスク対応手順との効果的な連動を図っております。
業務執行に伴う意思決定に際しては、その重要度に応じて、決裁者や決裁手順、意思決定への組織間牽制を「職務権限規程」等において規定する他、取締役及び執行役員は、各業務執行の状況等について、適時取締役会、代表取締役、経営会議等への報告を行うことで、相互牽制によるリスクの認識及び回避を可能としております。
(4)提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況
当社は、子会社を含む重要な決議・審議事項については、「取締役会規程」で上程基準を明確にするだけでなく、社内稟議及び各種委員会・会

議体において審議することで、業務の適正を確保しております。また、子会社の管理については、「関係会社管理規程」にて、主管部署、管理業務内容、承認事項、報告事項等を明確にし、これを適切に運用することで業務の適正を確保しております。

なお、内部監査部門は、各部門及び子会社の業務執行状況、コンプライアンス体制などについて監査を実施し、監視と業務改善の助言を行うとともに、その結果を社長、監査役に報告しております。

2　内部監査及び監査役会監査の状況

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は、監査役4名（全員が社外監査役）で構成し、牽制機能の確保及び監査の透明性の確保を図っております。監査役は、取締役会はじめ重要会議に出席し、また重要書類等の調査を行うことで、取締役の職務執行状況の監査にあたっております。

また、当社ではコーポレートガバナンスの機能向上のため、代表取締役社長直属の部門として内部監査部（4名）を設置しております。内部監査部では、関係会社を含めた全部門に対し、原則として1年に1度以上の頻度で業務監査を行うこととしており、各部門の業務執行状況、法令・規程の遵守状況及びそれを確保する内部牽制制度の機能状況等を監査の上、代表取締役社長への報告及び被監査部門への改善指示を行っております。監査役と内部監査部は、同行監査、情報交換会等を実施することにより、監査機能の相互補完による監査効果向上を図っております。

常勤監査役元田直邦氏、監査役村田邦夫氏、鳥巣宣明氏及び今村憲氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役元田直邦氏は、当社の取引銀行である株式会社肥後銀行に昭和56年4月から平成26年6月まで、通算33年にわたり営業統括部長等、同行の営業業務、経営業務に従事しており、また、平成26年6月から平成27年6月までは株式会社肥後銀行の関係会社である宝興業株式会社にて代表取締役を務めておりました。

・監査役村田邦夫氏は、新光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）に昭和42年4月から平成13年6月まで在籍し、その間、常務取締役等を歴任し、同社の関係会社在籍期間も含め、通算38年にわたり株式公開引受業務、公開審査業務等の業務に従事しておりました。

・監査役鳥巣宣明氏は、公認会計士であり、監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）にて国内外の会計監査に30年以上従事し、企業会計・監査に関する専門的な知見及び豊富な経験を有しております。

・監査役今村憲氏は、企業法務等を取り扱う弁護士であります。

3　社外取締役及び社外監査役

当社は、会社法第2条第15項に定める、社外取締役を2名選任し、会社法第2条第16項及び第335条第3項に基づき、社外監査役を4名選任しております。

当社と社外取締役雀部博之氏が名誉教授を務める千歳科学技術大学とは、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。また、当社と雀部博之氏の間にも利害関係はありません。

また、当社と社外取締役鳴沢隆氏が社外取締役を務める日清オイリオグループ株式会社及び社外監査役を務める株式会社リコーとは、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。また、当社と鳴沢隆氏の間にも利害関係はありません。

社外取締役は、取締役会において社外からの独立した視点による意見、助言を述べるとともに、必要に応じて他の取締役、監査役、内部監査部等と意見交換を行うことで、経営全般に対する監督を行っております。

なお、社外監査役4名うち元田直邦氏及び村田邦夫氏は当社取引先の出身ですが、鳥巣宣明氏及び今村憲氏2名も含め、当社との間に利害関係はありません。

さらに、当社は社外取締役雀部博之氏及び鳴沢隆氏、社外監査役村田邦夫氏、鳥巣宣明氏及び今村憲氏の5名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

社外監査役は、各々が独立性を持って監査を実施するとともに、定期的に会計監査人及び内部監査部から会計監査結果、業務監査結果の報告を受け、その内容を照査することにより、監査の効率化及び質的向上を図っております。

なお、2名の社外監査役は、当社の株式を所有しており、その保有株式数は、有価証券報告書に記載のとおりであります。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載のとおりです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、平成28年6月開催の株主総会の招集通知から、法律で定められた開催2週間前よりも早く発送しています。また、招集通知発送までに当社ウェブサイトにも掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は平成18年12月の株式上場以降の株主総会において全て集中日を回避して実施しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成の上、当社ウェブサイトにて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算後および第2四半期決算後、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、決算状況、市場動向、業績予想等の説明および質疑応答を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.hirata.co.jp/ir/index 株主総会説明資料、招集通知、決議通知、決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、機関投資家向け決算説明資料、ファクトブック、Hirata Report（株主向け冊子）等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員：藤本 靖博 IR事務連絡責任者：藤本 靖博 IR担当部署：管理本部 経理部 IRグループ　IR・広報課	
その他	不定期ではありますが、機関投資家等との個別面談、電話取材対応、個人投資家向け会社説明会、機関投資家向けスモールミーティング、証券会社営業担当者向け説明会等を実施しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	CSR 方針を策定し、各ステークホルダーの立場を尊重しつつ、互助・協調しながら持続的に社会の発展に寄与することを明示しております。 CSR方針は当社ウェブサイト、CSR報告書に掲載しています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境方針、環境マネジメントシステムを策定し、事業年度ごとに環境影響負荷削減目標を設定し、実績を把握しています。また、環境配慮型製品の開発、製品含有化学物質管理への対応などを進めており、これらは毎年作成・発行しているCSR報告書に掲載しています。 また、同様に当社ウェブサイトにも掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ＣＳＲ方針の中に、適時・適正な情報開示による透明性の確保について記述しています。
その他	当社では、ワークライフバランスを念頭に置いた制度構築を行っております。仕事と子育てが両立できる環境整備を進めるべく、育児休業制度や勤務時間短縮制度をはじめとするさまざまな福利厚生制度の普及・充実に努めております。 また、定年退職者が引き続き勤務を継続できる再雇用制度を導入するとともに、社員の各階層 別研修を行うなど、多様な人材への機会提供および能力開発支援に努めています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方
以下の8項目を基本的な考え方としております。

1 当社グループにおける取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社グループにおいて、国内外の関係法令、社会規範等に沿った公正性・透明性のある企業活動を行うため、コンプライアンス憲章に定める「行動規範」の遵守を徹底する。
(2) 取締役及び執行役員は、経営者にふさわしい倫理観の下、「行動規範」の率先垂範及び当社グループ全体への浸透に努め、コンプライアンス推進に必須となる健全な企業風土を形成維持する。
(3) コンプライアンス委員会は、コンプライアンス施策の検討、同施策の実施状況のモニタリング、コンプライアンス違反に対する分析・是正・再発防止策を策定する。
(4) 内部監査部は、各執行組織やグループ各社に対する監査を実施し、内部統制状況の評価、改善施策の提言を行う。
(5) 財務報告の適正性を確保するため、当社グループにおいて財務報告に関する内部統制や業務プロセスを整備し、適正な運用と評価を行う。
(6) 反社会的勢力・団体に対し毅然とした行動をとり一切の関係を遮断するため、有効な施策を適宜実施する。

2 当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
(1) 取締役会は、取締役及び執行組織部門長の一部を執行役員に任命し、経営会議メンバーとして重要事項の審議に参画させるとともに、各執行組織における迅速かつ的確な業務執行を推進する。
(2) 取締役会は、3事業年度からなる当社グループの中期事業計画及び毎事業年度の重点目標及び予算を策定し、その執行状況を監督する。
(3) 業務執行と意思決定における権限を明確にするとともに、One Hirataの観点から各執行組織やグループ各社間における適切な役割分担と連携を確保する。

3 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役会議事録、決裁記録等、取締役の職務の執行に関する情報について、法令及び関連規程等に従い、必要な関係者による閲覧が可能となるよう、適切に保存・管理する。
(2) 機密情報等の情報資産を適切に保護・管理するため、当社グループ横断で情報セキュリティ体制を構築する。

4 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 企業活動に重大な影響を与える多様なリスクに対処するため、各種の管理規程やマニュアルを整備し、当社グループ横断でリスク管理体制を構築する。
(2) 各執行組織及びグループ各社に対する内部監査部によるリスク管理状況の監査、ヘルプライン等の内部通報制度の活用により、重大リスクの早期発見と早期対応を図る。

5 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関係会社管理規程」等に基づき、当社グループ各社の役員が財務状況や重要な事項について当社への適切な報告を行う他、定期的な会議開催等により当社グループ内の情報共有とコミュニケーションを促進する。

6 監査役の職務を補助すべき従業員、その独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の求めに応じ、監査役の職務の補助を行うための従業員（以下「監査役補助者」という。）を任命し、当該監査役補助者は、他の執行組織の従業員を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従う。

7 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社グループ各社の役員や従業員は、法令又は定款への重大な違反や当社グループに重大な影響を与えるおそれのある事実を知った場合には、直接又はグループ各社の監査役を通じて、直ちに当社の監査役への報告を行う。
(2) 当社は、当社又はグループ各社の監査役に報告を行った当社グループ各社の役員や従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループ内に周知する。

8 監査役の職務の執行について生じる費用の支払に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に前払い等の請求をしたときは、担当部署で審査の上、速やかに当該費用を負担する。

(2) 内部統制システムの整備状況
本報告書の「Ⅱ-2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」の中の「1-(2)内部統制システムの整備の状況」、「1-(3)リスク管理体制の整備の状況」及び「1-(4)当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況」に記載しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、代表取締役社長を中心に、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、「コンプライアンス憲章」を制定し、その基本方針としての「基本理念」及び遵守すべきルールとしての「行動規範」を設けております。その一つとして、反社会的勢力との絶縁を掲げております。
その対応策としまして、反社会的勢力に対する直接的、間接的な利益供与を防ぐために、監査役及び内部監査部による経費等支出状況の定期的な監査等の継続的な活動を行っております。また、外来者への受付対応などのマニュアルを作成し、適切に対処できるような体制を構築しております。
万一問題が発生した場合においても、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとることとしております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成27年5月12日開催の当社取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保･向上を目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定め、当該基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に定義されるものをいいます。）として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本対応策」といいます。）を導入することを決議しました。本対応策は、平成27年６月24日開催の当社第64回定時株主総会において承認され、有効期限は平成30年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとするもので、その概要は以下のとおりです。

本対応策は、当社株券等の20%以上の買付けを行う者を対象とし、当該買付者が当社株券等の買付行為を開始する場合、当該買付行為に対して当社株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報を事前に当社取締役会に対して提出していただくものです。買付者が必要かつ十分な情報の提出を完了した場合には、当社取締役会は、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間を設定し、買付者は、当該期間が終了するまで買付行為を開始できないものとします。当社取締役会は、買付行為について評価･検討し、買付者との協議･交渉を行った結果、買付者が当社の定める本対応策に関するルールを遵守しない場合、または買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると判断する場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保･向上させるために、必要かつ相当な範囲で対抗措置を発動することができるものとします。対抗措置を発動するにあたっては、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、客観性、公正性及び合理性を担保するための第三者機関である独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が決議を行うこととします。なお、独立委員会が対抗措置を発動するか否かについて当社の株主意思を確認することが適切である旨の勧告を行う場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の是非に関する株主総会を速やかに開催するものとし、当該株主総会の決議に従うものとします。買付者は当該決議がなされるまでの間、買付行為を開始できないものとします。

当社取締役会が対抗措置の発動を決議し、例えば、株主の皆様に対し差別的条件が付された新株予約権が無償にて割り当てられた場合、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値は希釈化することになります。しかしながら、当該新株予約権の行使に伴う新株式の交付、又は当社による当該新株予約権の取得に伴う新株式の交付により、株主の皆様が保有する株式数は増加することになりますので、当社株式全体の価値は希釈化せず、株主の皆様の保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益において損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、買付者については、当社株式に係る法的権利及び経済的利益に影響が生じる事態が想定されます。
本対応策は有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従ってその時点で廃止されます。

なお、本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した指針に定める原則を充足し、企業価値及び株主共同の利益の確保･向上の目的をもって導入され、独立性の高い社外者の判断を重視していることなどから、当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

本対応策の詳細については、当社のウェブサイトで公表している「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」（http://www.hirata.co.jp/news/index/year:2015/category:keiei）をご参照ください。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート･ガバナンス体制の概要（模式図）および適時開示体制の概要（模式図）は以下のとおりです。

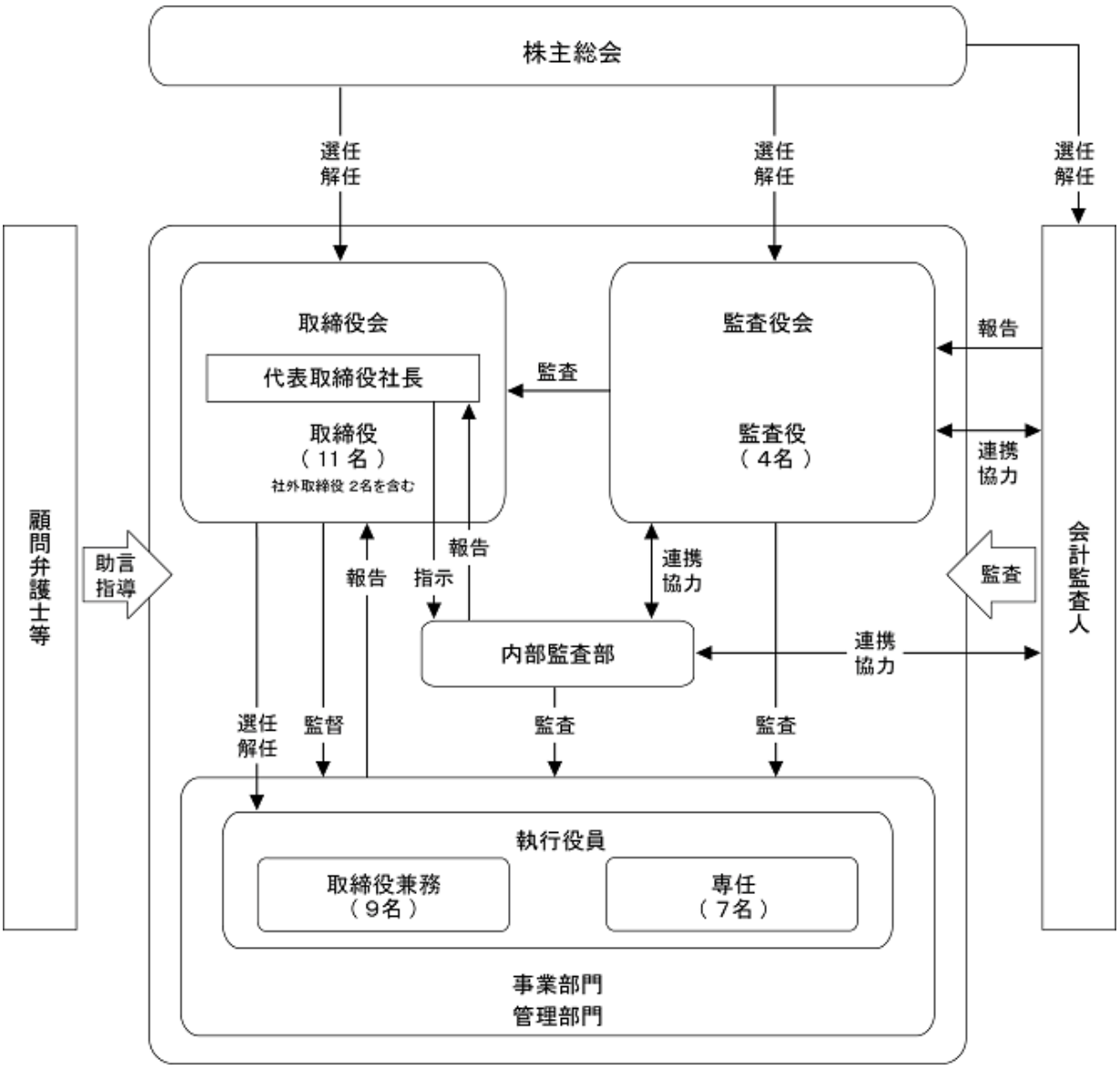
株主総会
選任
解任
選任
解任
選任
解任
顧問弁護士等
助言
指導
取締役会
代表取締役社長
取締役
（11名）
社外取締役 2名を含む
監査
監査役会
監査役
（4名）
報告
連携
協力
会計監査人
監査
報告
指示
報告
連携
協力
内部監査部
連携
協力
選任
解任
監督
監査
監査
執行役員
取締役兼務
（9名）
専任
（7名）
事業部門
管理部門

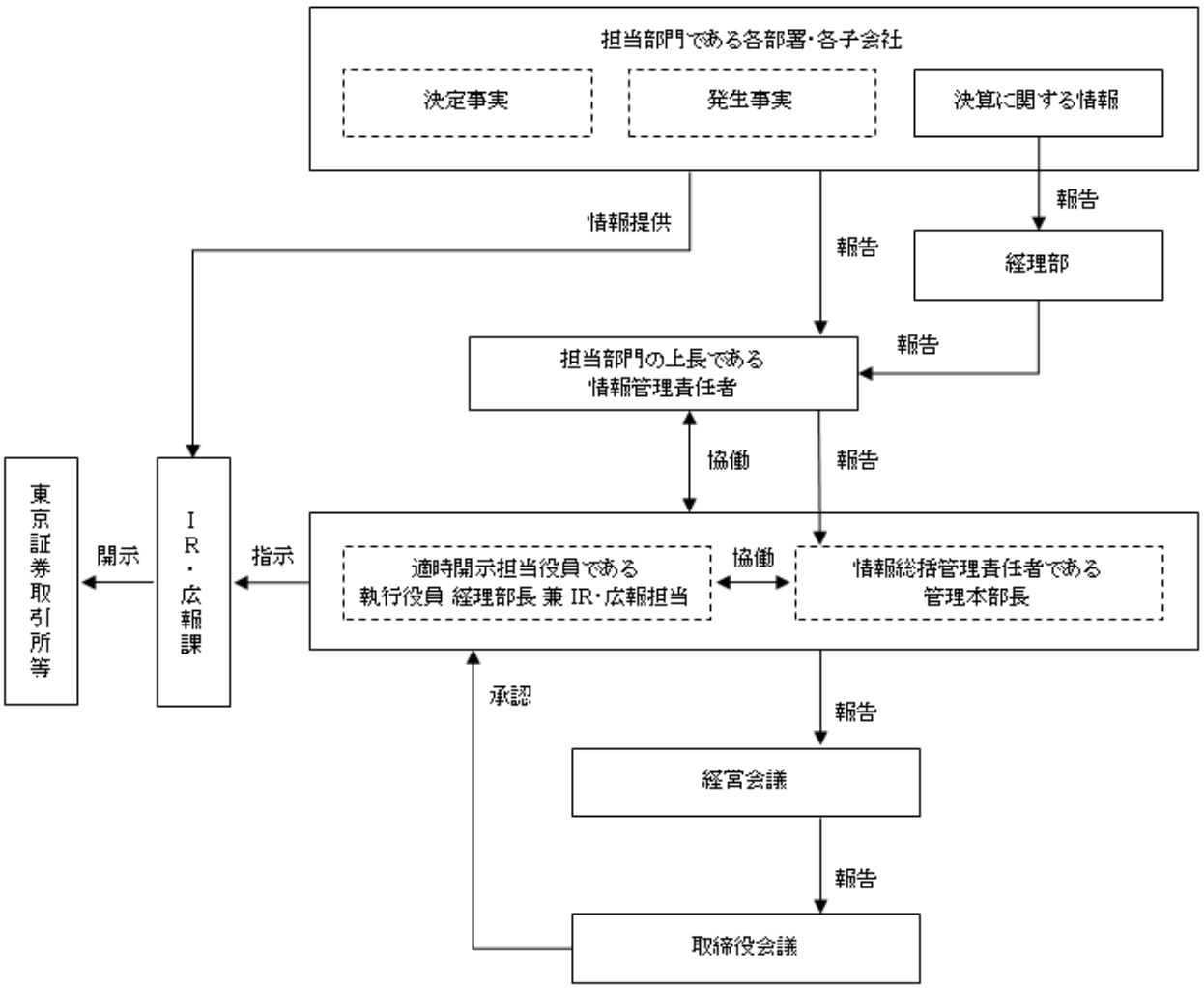
担当部門である各部署・各子会社
決定事実
発生事実
決算に関する情報
報告
情報提供
報告
経理部
報告
担当部門の上長である
情報管理責任者
協働
報告
東京証券取引所等
開示
IR・広報課
指示
適時開示担当役員である
執行役員 経理部長 兼 IR・広報担当
協働
情報総括管理責任者である
管理本部長
承認
報告
経営会議
報告
取締役会議